



長野県報

9月26日(月)
平成17年
(2005年)
第1697号

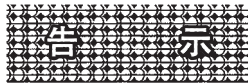
目次

告示

長野県中小企業設備近代化資金貸付規程(昭和42年長野県告示第654号)の一部改正(ビジネス誘発課)	1
長野県中小企業高度化資金貸付規程(平成8年長野県告示第552号)の一部改正(ビジネス誘発課)	1
平成5年長野県告示第188号(長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第12条第1項の規定による景観形成重点地域の区域指定)の一部改正(建築管理課土地・景観室)	1
平成5年長野県告示第189号(長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第13条第1項の規定による国道147号・148号沿道景観形成重点地域における景観形成のための計画の決定)の一部改正(建築管理課土地・景観室)	1
文化財保護条例に基づく長野県宝、長野県無形民俗文化財及び長野県天然記念物の指定(文化財・生涯学習課)	2
地方自治法に基づく包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間(監査委員事務局)	2

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	2
特定調達契約に係る落札者の決定(水環境課生活排水対策室)	3
一般競争入札(道路維持課)	3
一般競争入札(4件)(河川課)	4



告示

長野県告示第412号

長野県中小企業設備近代化資金貸付規程(昭和42年長野県告示第654号)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年9月26日

長野県知事 田中康夫

第19条中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

ビジネス誘発課

長野県告示第413号

長野県中小企業高度化資金貸付規程(平成8年長野県告示第552号)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年9月26日

長野県知事 田中康夫

第48条中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

ビジネス誘発課

長野県告示第414号

平成5年長野県告示第188号(長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第12条第1項の規定による景観形成重点地域の区域指定)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年9月26日

長野県知事 田中康夫

2の(1)のア中「南安曇郡豊科町」を「安曇野市」に改め、同(1)のウ中「一般県道柏矢丁田沢停車場線」を「一般県道柏矢町田沢停車場線」に改め、同(1)のオを次のように改める。

オ 安曇野市穂高農道27号線

建築管理課土地・景観室

長野県告示第415号

平成5年長野県告示第189号(長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第13条第1項の規定による国道147号・148号沿道景観形成重点地域における景観形成のための計画の決定)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年9月26日

長野県知事 田中康夫

3の(2)中「一般県道柏矢丁田沢停車場線」を「一般県道柏矢町田沢停車場線」に、「穂高町農道27号線」を「安曇野市穂高農道27

号線」に改める。

建築管理課土地・景観室

長野県教育委員会告示第8号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項、第25条第1項及び第30条第1項の規定により、次のとおり長野県宝、長野県無形民俗文化財及び長野県天然記念物に指定します。

平成17年9月26日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

Table with 4 columns: Name, Number, Location, and Owner/Address/Name. Rows include: 木造大日如来坐像, 木造金剛力士立像, 木造男神立像, 神坂峠祭祀遺跡出土品, 根塚遺跡出土品.

2 長野県無形民俗文化財に指定する文化財

Table with 3 columns: Name, Location, and Preservation Group Name. Row: 日吉の御鞆祭り.

3 長野県天然記念物に指定する文化財

Table with 3 columns: Name, Location, and Owner/Address/Name. Rows include: 東北山の千本松, 横川の大イチョウ, 中央構造線北川・安康露頭.

文化財・生涯学習課

長野県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年9月26日

長野県監査委員

丸山勝司, 樽川通子, 東方久男, 高橋宏

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

Table with 2 columns: Name and Address. Rows: 植村泰弘, 富田哲也.

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成17年9月26日から平成18年3月31日まで

監査委員事務局



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年9月26日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日: 平成17年9月14日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称: 特定非営利活動法人 信州養命の里プロジェクト
3 代表者の氏名: 松村俊彦
4 主たる事務所の所在地: 長野県上伊那郡中川村片桐2316番地2
5 定款に記載された目的

本法人は、専門の知識と長年の経験及び郷土を愛する情熱を有する会員相互の協力により、農業、住宅生産及び医療福祉に関する分野で情報発信、社会教育及び活動を行なうと共に、不特定多数の市民、団体を対象に、情報提供及び助言を行い、社会全体の技術水準の高揚、品質向上、熟年高齢者の生きがい、健康の維持、次世代人材の育成を推進し、もって、豊かな社会、健康なまちづくり、環境保全、地域安全、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室